

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文 (略) 第1 (略) 第2－1 平時からの取組 1 (略) 2 都道府県の取組 (1)・(2) (略) (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、<u>毎年、指導等を行う</u>。 (4) (略) (5) <u>豚等の所有者に対して、その飼養している豚等につき、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、豚等の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、豚等の所有者（6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。</u> ① 法第51条に基づく農場への立入検査 ② (略)	前文 (略) 第1 (略) 第2－1 平時からの取組 1 (略) 2 都道府県の取組 (1)・(2) (略) (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って指導等を行う。 (4) (略) (5) 豚等の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、豚等の所有者（6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。 ① 法第51条に基づく農場への立入検査 <u>（原則として、年1回以上実施する。）</u> ② (略)

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第４の１の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模所有者（豚及びいのししにあっては3,000頭以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(6)～(10) (略)

３・４ (略)

第２－２ 発生に備えた体制の構築・強化

１ (略)

２ 都道府県の実施

(1)・(2) (略)

(3) 豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連

(6)～(10) (略)

３・４ (略)

第２－２ 発生に備えた体制の構築・強化

１ (略)

２ 都道府県の実施

(1)・(2) (略)

(3) 豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連

携して周辺住民等への説明を行う。

② (略)

③ 豚等の所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している豚等の所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。

④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。

(4)～(8) (略)

3・4 (略)

第3 浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策

携して周辺住民への説明を行う。

② (略)

③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、可能な限り、防疫協定の締結を進める。また、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。

④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民への説明を行う。

(4)～(8) (略)

3・4 (略)

第3 浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、法第51条第1項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について、立入検査を行い、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。ただし、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）の第3－1の1により立入検査を実施している場合は、これに代えることができる。

2 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の遺伝子検出検査（豚熱に係るものにあつてはR T－P C R検査又はリアルタイムR T－P C R検査、アフリカ豚熱に係るものにあつてはP C R検査又はリアルタイムP C R検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。

3～5 （略）

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1・2 （略）

3 検体の送付

(1)・(2) （略）

(3) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第6の1の(5)により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚熱の

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年1回、法第51条第1項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について、立入検査を行い、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。ただし、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）の第3－1の1により立入検査を実施している場合は、これに代えることができる。

2 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の遺伝子検出検査（P C R検査又はリアルタイムP C R検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。

3～5 （略）

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1・2 （略）

3 検体の送付

(1)・(2) （略）

(3) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第6の1の(4)により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚熱の

診断を行うこととなった場合も、同様に検体を動物衛生研究部門に送付する。

4 農場等における措置

- (1) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、2の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～ウ (略)

エ 豚等の排せつ物等 (胎盤を含む。以下同じ。)

オ (略)

②～④ (略)

- (2) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに、当該農場に関する過去22日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患者及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

①・② (略)

③ 堆肥等の出荷先

④・⑤ (略)

5～8 (略)

第5 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

診断を行うこととなった場合も、同様に検体を動物衛生研究部門に送付する。

4 農場等における措置

- (1) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、2の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～ウ (略)

エ 豚等の排せつ物等

オ (略)

②～④ (略)

- (2) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに、当該農場に関する過去22日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患者及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

①・② (略)

③ 堆肥の出荷先

④・⑤ (略)

5～8 (略)

第5 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) (略)

(2) (1)の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因するアフリカ豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

(3) (略)

(4) (3)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(5) (略)

2～4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

(2)～(10) (略)

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) (略)

2～4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

(2)～(10) (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第4項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

(2)・(3) （略）

(4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第2－2の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(2)の場所に行う。

(5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

②・③ （略）

④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所まで

2 死体の処理（法第21条）

（新設）

(1)・(2) （略）

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

（新設）

①・② （略）

③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路

の経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(6) (略)

3 汚染物品の処理（法第23条）

(1) 家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第3項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

(2)・(3) (略)

(4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

②・③ (略)

④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(5) (略)

4 畜舎等の消毒（法第25条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合におい

て消毒する。

④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(5) (略)

3 汚染物品の処理（法第23条）

(新設)

(1)・(2) (略)

(3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

(新設)

①・② (略)

③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(4) (略)

4 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する

ては、法第25条第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、逆性石けん、ヨウ素化合物等を成分とする消毒薬を用いて行う。

第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

5・6 （略）

第8 （略）

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～3 （略）

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) （略）

(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

(6)・(7) （略）

5 制限の対象外

(1)～(3) （略）

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防

。

消毒は、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、逆性石けん、ヨウ素化合物等を成分とする消毒薬を用いて行う。

第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

5・6 （略）

第8 （略）

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～3 （略）

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) （略）

(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

(6)・(7) （略）

5 制限の対象外

(1)～(3) （略）

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防

疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(5) (略)

(6) 制限区域外の豚等の死体及び野生いのししの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料等、野生いのししの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③の措置を講ずる。

(7) (略)

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

① と畜場（食肉加工場を除く。）における豚等のと畜

疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(5) (略)

(6) 制限区域外の豚等の死体及び野生いのししの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体及び野生いのししの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③の措置を講ずる。

(7) (略)

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

① と畜場における豚等のと畜

②・③ (略) (2) (略) 2・3 (略) 第11・第12 (略) 第13 予防的殺処分（法第17条の2） 1～3 (略) 4 予防的殺処分の実施手順等 (1) (略) (2) 予防的殺処分は、第7の1に規定すると殺に準じて行い、<u>原則として第7の2に規定する方法に準じて豚等の死体の処理を行う。</u>また、第7の6に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる豚等の<u>生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の算定</u>を行う。 この場合、当該豚等の評価については、当該豚等を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。 第14 (略) 第15 家畜の再導入 1 都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場及び<u>予防的殺処分実施農場</u>を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。	②・③ (略) (2) (略) 2・3 (略) 第11・第12 (略) 第13 予防的殺処分（法第17条の2） 1～3 (略) 4 予防的殺処分の実施手順等 (1) (略) (2) 予防的殺処分は、第7の1に規定すると殺に準じて行う。また、第7の6に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる豚等の<u>評価</u>を行う。 この場合、当該豚等の評価については、当該豚等を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。 第14 (略) 第15 家畜の再導入 都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。<u>この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うと</u>
---	---

- 2 また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。
- 3 あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。
- 4 都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2-1の2の(5)に基づき、担当獣医師は飼養

とともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。

あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

なお、第13に基づき予防的殺処分を実施した農場に対しても、動物衛生課と協議の上、上記の対応に準じた指導を行う。

(新設)

(新設)

(新設)

衛生管理の状況を4半期ごとに都道府県に報告するものとする。

当該検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。

第16～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定 (法第32条)

1～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等 (第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定された日から遡って15日目の日 (当該野生いのししの発見から判定までに15日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日)より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

(3)・(4) (略)

(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具 (適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。)

(6)・(7) (略)

8 (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等 (法第26条、第33条及び第34条)

1 移動制限区域内の制限

第16～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定 (法第32条)

1～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等 (病性判定日から遡って15日目の日又は病性の判定がなされた野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

(3)・(4) (略)

(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具 (農場以外からの移動を除く。)

(6)・(7) (略)

8 (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等 (法第26条、第33条及び第34条)

1 移動制限区域内の制限

(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。 ① と畜場<u>(食肉加工場を除く。)</u>における豚等のと畜 ②・③ (略) (2) (略) 2 (略) 第23～第25 (略)	(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。 ① と畜場における豚等のと畜 ②・③ (略) (2) (略) 2 (略) 第23～第25 (略)
---	---